

業務委託契約書

〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という）と、株式会社センターグローブ（以下「乙」という）は、音声データの反訳（文字起こし）業務についての業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（委託業務）

- 甲が乙に対し委託する業務（以下「本業務」という）は、音声データの反訳（文字起こし）業務とそれに付帯する業務とする。
- 本業務の契約上の性質は準委任とする。

第2条（委託期間）

業務委託の期間は令和〇年〇〇月〇〇日より1年間とする。但し、期間満了前までに甲乙の一方より更新しない旨の意思表示がない場合は、本契約は同一条件にて1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

第3条（個別契約）

- 本業務についての個別契約は、甲からの見積もり依頼を受けて乙が甲に対して見積書を提示し、当該見積書に対して甲が承諾することにより成立するものとする。なお、乙が甲に対して見積書を提示した後5営業日以内に甲が承諾の意思表示をしない場合は、当該見積書の内容で個別契約が成立したものとみなす。
- 本業務についての委託料の支払期日は、本業務の着手前、または乙が本業務に基づく制作物（以下「成果物」という。）を甲に対して納品した時点のいずれかとし、個別契約毎に定めるものとする（振込手数料は甲の負担とする。）。

第4条（検査）

- 甲は、成果物の納入から1週間以内に数量、成果物状況等の確認・検査（以下「受入検査」という）を行う。
- 乙は、前項の成果物納入に際し、検査用成果物を甲に提出するものとし、甲は、当該成果物をもって受入検査を行うものとする。
- 前項に基づく受入検査の結果、成果物が不合格となった場合には、甲は、遅滞なく乙に通知するものとし、乙は、甲に対し、本契約5条1項に定める履行の追完か、代金の減額をするものとする。
- 第1項に定める期間内に甲が受入検査を完了しないとき、または受入検査不合格の通知がない場合は、成果物の受入検査は合格したものとみなす。

第5条（契約不適合責任）

- 甲は、前条の成果物が個別契約の条件に適合せず、かつそれが、前条1項の受入検査でも発見できないものである場合は、乙に対する当該成果物に係る修補、代替物若しくは不足分の引き渡し（以下、「履行の追完」とする。）又は代金の減額のうちから一つ又は複数の手段を選択し、請求することができる。ただし、甲は、乙に対して代金の減額を請求する場合には、事前に相当の期間を定めて履行の追完の催告をすることを要しない。
- 前項の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完及び代金の減額の請求をすることはできない。

3 第1項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げるものではない。

4 甲は、第1項に定める不適合を発見したときは、当該成果物の納入後1か月以内にその旨を通知しなければ、当該不適合を理由として前三項に定める履行の追完、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。ただし、当該不適合が、数量又は権利の不適合の場合を除く。

5 本契約においては商法第526条及び民法第562条1項ただし書は適用しない。

第6条（成果物の権利帰属）

本業務により作成され、甲に納品された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。但し、従前より乙が有していた権利については乙に留保されるものとし、利用目的の範囲内で利用許諾されるものとする。

第7条（第三者からの知的財産権に関する請求）

1. 乙は、本業務により作成された成果物が第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他これらに類似する権利（出願中のものを含み、登録されているか否かを問わない）（以下「知的財産権」という）を侵害しないことを保証する。
2. 甲が、本業務により作成された成果物に関して第三者より知的財産権の侵害を理由に何らかの請求を受けたときは、乙は甲に対して何ら迷惑をかけないものとし、これにより甲に何らかの損害、損失、または費用等が発生した場合には、乙は当該損害を賠償又は補償する。但し、甲は当該第三者より何らかの請求を受けたときはその旨を乙に対して速やかに通知するものとし、対応について乙と協議して決するものとする。

第8条（再委託）

乙は、自己の費用及び責任において本業務の一部又は全部を再委託できるものとする。

第9条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるときは、本業務の進捗に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

第10条（契約解除）

当事者の一方が本契約または個別契約の条項に違反した時は、当事者は相当期間を定めて催告した後、本契約及び個別契約を解除することができる。

第11条（機密の保持）

1 乙は、業務の処理を行うに際し知り得た甲及び業務に関する一切の情報（以下「機密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に定義される「個人情報」（以下「個人情報」という。）を除き、本契約における「機密情報」として取り扱わないものとする。

- (1) 知り得た時点で既に公知であった情報又はすでに保有していた情報
- (2) 知り得た後、自らの責によらず公知となった情報
- (3) 機密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報

(4) 知り得た情報によらずして独自に開発した情報

(5) 甲が機密保持義務を課することなく第三者に開示した情報

3 乙は、機密情報を業務遂行以外の目的に使用してはならない。

4 乙は、本契約が終了した場合又は甲から請求があった場合には、甲の指示に従い、機密情報（その複製物を含む。）を速やかに甲に返還し又は自らの責任において破棄するものとする。

第12条（暴力団の排除）

1 甲及び乙は、甲及び乙または乙の委託先（二段階以上の委託が行われた場合にはその委託先すべてを含む。以下「再委託先等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、甲及び乙、及び再委託先等が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は

甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、以下の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、何ら催告をすることなく、甲及び乙に対する通知をもって、本契約を直ちに解除することができる。この場合において甲及び乙が発する通知は、甲及び乙の甲及び乙に対する直近の届出住所に宛てて発送することにより、通常到達すべき時に甲及び乙に到達したものとする。なお、かかる本契約の解除又はこれに伴う再委託先等の変更に伴い、甲及び乙に費用が発生し、又は損害が生じた場合であっても、甲及び乙は責任を負わず、甲及び乙は甲及び乙に対し当該費用及び損害の請求を行わない。

(1) 甲及び乙又は再委託先等が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、又は第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、甲及び乙との取引を継続することが不適切であると甲が合理的に認めた場合。

(2) 再委託先等が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、甲及び乙又は第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合において、甲及び乙が期限を定めて甲及び乙に対して再委託先等の変更を要請したにもかかわらず、甲及び乙が当該期限までに再委託先等の変更を行わない場合

4 甲及び乙は、前項各号の事由により、甲及び乙に損害が生じた場合、その損害のすべてを賠償する責任を負う。

第 13 条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方が本契約または個別契約に違反したことにより損害を被ったときは、自己が被った損害の賠償を相手方に請求することができる。但し、賠償すべき損害の範囲は当該違反より通常生ずべき直接損害に限られるものとし、逸失利益や特別損害は含まれないものとする。

第 14 条（協議）

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、各自記名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲：〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇

乙：神奈川県横浜市都筑区仲町台 1-32-10
アーベイン仲町台 4F
株式会社センターグローブ
代表取締役 中土 剛志